

令和3年度第1回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会

日時 令和3年5月6日(木)

15時から17時

※会場(吹田市役所研修室)

及び Zoom による開催

次 第

- 1 令和3年度障害者福祉施設等整備補助事業者の募集に当たる、選定方法及び審査基準等について ……[資料1]～[資料4-2]

- 2 その他

令和3年度障害者福祉施設等整備補助事業者（令和4年度整備分）の選定について

＜令和2年度選定からの主な変更点＞

| No. | 項目 | 内容 | | 変更の理由 |
|-----|--------------------|---|--|--|
| | | R2 | R3 (案) | |
| 1 | 審査基準 (計画との関連性等) | <p>【障がい者】</p> <p>①第5期計画の達成に資する整備であるか。 (制度と制度の谷間にあり、手薄になりがちなサービスの整備)</p> <p>②施設の耐用年数等から見て、整備の緊急性が認められるか。</p> <p>【障がい児】</p> <p>③第1期計画の達成に資する整備であるか。</p> | <p>【児者共通】</p> <p>＜計画との関連性＞</p> <p>④共同生活援助（グループホーム）の整備→+20点</p> <p>⑤創設、増築など定員増を図るもの→+10点</p> <p>⑥重度障がい者、重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児者を受け入れる施設の整備を図るもの →+10点</p> <p>＜国の「優先的な整備対象」との関連性＞</p> <p>⑦別表ア～ツのいずれかに当てはまるもの→+10点</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の見込量達成に貢献する施設整備を優先するため。 ・国庫補助の内示を得やすい案件を選定するため。 |
| 2 | 審査基準 | — | <p>加算をとる案件については、<u>各加算に沿った案件であるかを審査する基準を設定し、審査項目として追加。</u> (この場合、加算をとらない案件と比べて満点が高くなってしまったため、審査については得点率で見ることとする。)</p> | R2 選定の際に、本体整備分の補助だけでなく、加算をとる案件の応募があったが、加算をとることの妥当性を事務局だけで判断するのが難しかったため。 |
| | 様式 | — | <p>上記審査項目の追加に伴い、<u>追加様式を作成。</u> (就労訓練事業等整備加算、大規模生産設備等整備加算、避難スペース整備加算)</p> | |
| 3 | 募集要項 (選定方法) | 委員の審査得点の平均点が高い順に優先順位を付す。 | 各委員が付した <u>順位</u> をもとに優先順位を付す。(1位と順位付けした委員数が多い者を1位に) | 本市プロポーザルガイドラインの改正の趣旨を踏まえた変更。 |
| 4 | 募集要項 (留意事項) | — | 国の補正予算での募集がある可能性を、あらかじめ募集要項に記載しておく。 | 当初予算での国庫協議しか想定しておらず、国の補正予算での募集を上手く活用しきれなかったため。 |

令和3年度 吹田市障害者福祉施設等整備補助 審査基準(案)

資料2

| 審査項目 | | No | 評価基準・視点等 | 配点 |
|-----------------------------------|------------------------------------|----|---|----|
| I 応募条件等 | | | | |
| 事務局による確認 | 整備用地 | 1 | 建設用地の確保が確実であると認められること | — |
| | 役員構成等の適否 | 2 | 役員構成等が適切であるか。 ・理事が6名以上であること(NPOは3名以上) ・理事の親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと (ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人) ・理事の中に学識経験者又は地域の福祉関係者がいること(NPOは規定なし) ・2名以上の監事を置いていること(NPOは1名以上) ・理事の員数を超える評議員を置いていること など ※ 厚労省通知「社会福祉法人の認可について」(社会福祉法人審査基準)による。 | — |
| | 整備スケジュール | 3 | 整備事業スケジュールが明確になっているか。整備期間内で完了し、円滑に開設が見込まれるスケジュールとなっているか。 (設計、建築に係る諸手続、建設工事入札、建設工事施工、職員採用・研修、障害者総合支援法の事業所指定申請など) | — |
| II 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との関連性等 | | | | |
| | 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画との関連性 | 4 | (1)共同生活援助(グループホーム)の整備 20点 (2)創設、増築など定員増を図る整備 10点 (3)重度障がい者、重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児者を受け入れる施設の整備 10点 | 40 |
| | 国庫補助の「優先的な整備対象」との関連性 | 5 | (1)別表【1】のAからツまでのいずれかに当てはまる整備 10点 | 10 |
| III 法人の適格性 | | | | |
| | 法人の理念及び運営方針 | 6 | 法人の設立趣旨や理念、運営方針及び応募理由等から障がい者の尊厳の視点、障がい福祉事業の熱意が感じられるか。 | 10 |
| | 適正な法人運営 | 7 | (1)直近の指導監査及び過去3年の特別監査の結果が良好であるか。または、指摘事項を改善し、事業運営を行っているか。 (2)外部監査、第三者評価の導入を実施しているか。 [採点基準] 行政処分あり 1 新設法人又は指導あり 3 指導なし、外部監査又は第三者評価実施 5 | |
| IV 事業計画と事業概要 | | | | |
| | 整備の必要性 | 8 | (1)整備の必要性が明確になっているか。 (2)障がい者計画に定めるサービス見込量にかかわらず待機者等の観点から整備の必要性があるか。 (3)既存の施設事業所等に対応できない理由があるか。 | 50 |
| | 事業計画 | 9 | (1)事業目的、取り組み内容及び事業展望が明確になっているか。 (2)定員に応じた利用者の見込みが確保されているか。 | |
| | 地域交流・連携 | 10 | (1)地域住民に対する説明が十分に行われているか、また行われる予定か。 (2)利用者が地域社会と日常的に交流が図れるよう配慮、計画等をしているか。 (3)ボランティアの活用、地域や関係機関との連携など、地域福祉の推進に寄与する方針や具体的な取り組みについて検討しているか。 | |
| 書類審査・プレゼン審査 | 障がい者の権利擁護 | 11 | (1)障がい者への偏見や差別の解消への取り組みが実践されるか。(啓発・権利擁護の発信) (2)虐待防止の措置が取られているか。(風通しの良い職場づくり、ヒヤリ・ハット、人権や技術研修の実施等) | |
| | 個人情報保護 | 12 | (1)個人情報の保管・管理体制が十分に整備されているか。 (2)個人情報の取扱いについて、法令等に基づき、適正に行われているか。 | |
| | 危機管理体制 | 13 | (1)地震等による大規模災害や台風等による風水害等に対する対応の体制が整備されているか。 (2)事故防止、防犯対策、急病時対応等の体制が整備されているか。 | |
| | 苦情解決体制 | 14 | (1)苦情解決の体制が整備されているか。 (2)利用者やその家族等の声を職員で共有し、事業に反映させる仕組みがあるか。 | |
| | 職員体制 | 15 | [職員の処遇] 適正な労務管理や職員処遇の充実などに努めているか。 | |
| | | 16 | [職員確保] (1)安定したサービスを実施していくための職員の人材確保の取り組みはあるか。 (2)離職防止のため、働きやすい、長く働ける職場づくりに努めているか。 | |
| | | 17 | [職員の専門性向上] 人権擁護、各専門性の向上等、人材育成のための研修は十分に実施されているか。 | |
| V 財務状況、資金計画 | | | | |
| | 基本財産 | 18 | 安定した運営が見込める基本財産を有しているか。 [社会福祉法人の場合] 基本財産>1,000万円 | 30 |
| | 支払い能力 | 19 | 短期安定性 流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100 | |
| | | 20 | 資金繰り(借入金がある場合) [社会福祉法人の場合] 借入金償還余裕率 = [事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額 + (減価償却費 - 国庫補助金等特別積立金取崩額)] ÷ 借入金元利償還額 × 100 [NPO法人の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「経常収支差額」に置き換える。 [株式会社等の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「営業利益」に置き換える。 | |
| | 設備投資の妥当性 | 21 | 長期持続性 固定長期適合率 = 固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100 | |
| | 財務基盤の安定性 | 22 | 自己資本比率 = 純資産 ÷ (純資産 + 負債総額) × 100 | |
| | 資金計画 | 23 | 資金計画及び収支計画等から安定的な事業実施が見込めるか。 | |

小計 140点

令和3年度 吹田市障害者福祉施設等整備補助 審査基準(案)

資料2

| 審査項目 | No | 評価基準・視点等 | 配点 |
|-----------------------------------|----|---|----|
| VI 加算要件(補助金の加算を算定する場合のみ) ※ | | | |
| 書類審査・プレゼン審査 | 24 | 施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものに当てはまるか。 | 20 |
| | 25 | <日中活動事業を行う事業所における生産設備及び職業訓練設備等の整備の場合> 整備を行うことにより、障がい者の職業能力の開発や就労支援の強化につながるか。 | |
| | 26 | <障害者施設におけるリハビリ設備等の整備の場合> 整備を行うことにより、障がい者の生活能力の維持・向上を図ることや介護職員の就労環境の改善につながるか。 | |
| 避難スペース整備加算を算定する場合 | 27 | 災害時に福祉避難所の役割を果たす意思があるか。 | 20 |
| | 28 | 障害者等30人程度が長期的に避難生活が可能スペースとなっているか。 | |

※ VI加算要件の各項目(No.24~28)について、2名以上の委員が「あまりあてはまらない」又は「あてはまらない」と判断した場合は、加算を算定しない。

加算を取らない場合 **合計 140点**

就労・訓練事業等整備加算、大規模生産設備加算又は避難スペース加算のいずれかを取る場合 **合計 160点**

就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備加算と避難スペース加算の両方を取る場合 **合計 180点**

※ 審査の際は、合計得点に対する**得点率**で順位をつける。

[1]

| | |
|---|---|
| ア | 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの |
| イ | 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの |
| ウ | 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備を行うもの |
| エ | 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕等事業及び移転改築整備を図るもの |
| オ | 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塙(以下、「ブロック塙等」という。)の改修整備を行うもの |
| カ | 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの |
| キ | ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの |
| ク | 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの (停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を含む) |
| ケ | 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直され、その対応のための整備を図るもの |
| コ | アスベストの除去等の整備を図るもの |
| サ | 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの |
| シ | 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組につて(留意事項)」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障発第1226001号、保医発第1226001号厚生労働省医政局総務課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、保険局医療課長連名通知)を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの |
| ス | 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの |
| セ | 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省公示第116号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの |
| ソ | 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの |
| タ | 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの |
| チ | 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの |
| ツ | 障害児入所施設に対する入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるよう、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの |

令和3年度（2021年度）
吹田市障害者福祉施設整備補助事業
吹田市障害児福祉施設整備補助事業

補助事業者募集要項（案）

令和3年 月

吹田市

福祉部 障がい福祉室

児童部 子育て政策室

1 趣旨

障がい児者が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、「第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画」（以下「障がい福祉計画等」という。）に基づき、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の補助協議対象となる、障害者福祉施設等を整備する事業者（以下「整備事業者」という。）を募集し、選定を行います。

令和3年度に選定する整備事業者は、令和4年度に障害者福祉施設等を整備する事業者となります。

2 補助事業概要

本事業は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、緊急性及び必要性の高い障害者福祉施設等の整備に対し、補助金の交付を行うものです。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知（以下「国補助要綱」という。）」に基づく制度となります。

本市が附属機関として設置する「吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において整備事業の審査を行い、国庫補助協議対象事業者の選定を行います。

3 対象施設

< 障害者福祉施設 >

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援

< 障害児福祉施設 >

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

4 応募資格

- (1) 整備事業者の主体は法人であること（複数法人の共同での申込不可）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項に定める欠格事項に該当しないこと
- (3) 法人及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 法人等及び代表者、役員（就任予定者含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又は、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

5 応募条件

- (1) 法人（運営法人）自らが開設し、指定を受け、運営するものであること
- (2) 建設用地の確保が確実であると認められること
- (3) 整備期間内において施設整備が完了し、円滑に開設が見込まれる計画であること

6 スケジュール

| 事項 | 時期 |
|-------------------------|------------------|
| 市への事前相談 | 令和3年7月30日まで |
| 市への協議書提出 | 令和3年8月31日まで |
| 選定委員会（書類審査とプレゼンテーション審査） | 令和3年10月上旬～11月中旬頃 |
| 選定結果の通知 | 令和3年11月下旬頃 |
| 国庫補助協議の実施通知 | 令和4年3月頃 |
| 国庫補助協議 | 令和4年3月以降 |
| 国庫補助金交付内示 | 令和4年6月頃 |

7 申請手続

(1) 事前相談

ア 受付期間

令和3年6月1日（火）から令和3年7月30日（金）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 相談先

（ア）共同生活援助、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、相談支援 ⇒ **福祉部 障がい福祉室 計画グループ**

（イ）児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 ⇒ **児童部 子育て政策室 計画担当**

ウ 方法及び順序

電話、メール等で申請を検討している旨を連絡の上、相談受付表（ホームページに掲載）等の必要事項を記入し、提出してください。

エ 留意事項

（ア）申請に当たっては、市への事前相談の手続を必須とします。事前相談後、申請を希望する法人に対し、提出書類等を個別にお渡しします。

（イ）事前相談は、法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方が行ってください。

(2) 申請

ア 受付期間

令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 提出書類

別紙「提出書類等一覧」のとおり ※その他、追加で資料の提出を求める場合があります。

ウ 提出先

（1）イの相談先と同じ。

エ 提出方法

必ず事前に電話連絡し、日時を予約の上、提出先まで持参してください。（郵送不可）

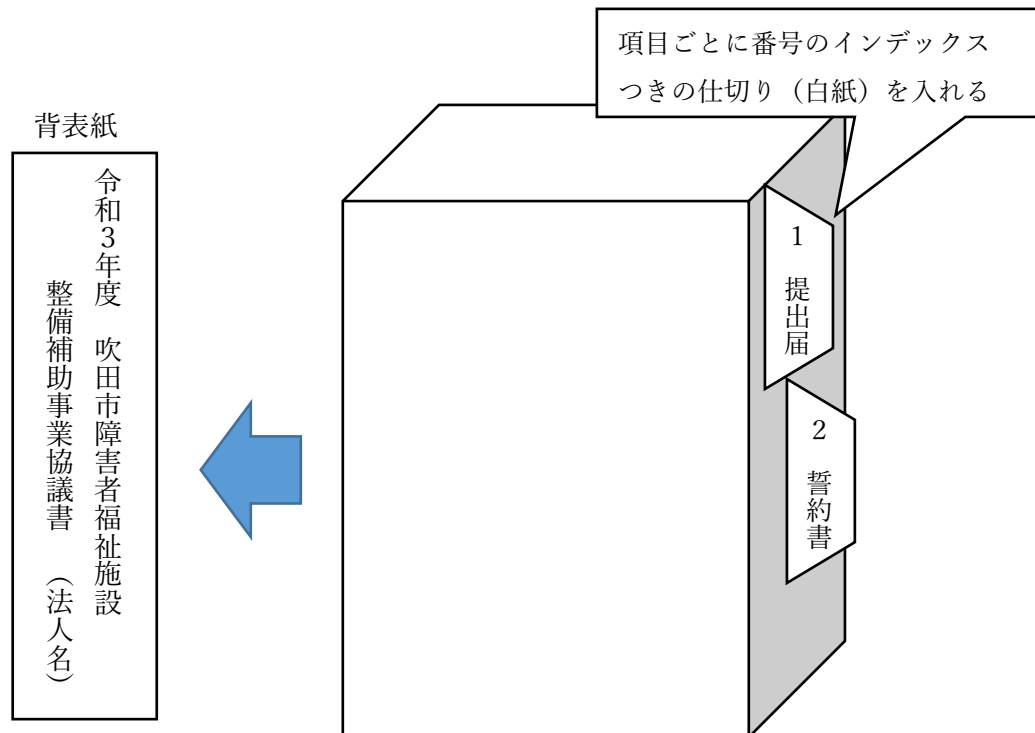
8 提出書類の作成、提出にあたって

(1) 書類作成について

- ア 審査調書等の作成にあたっては、すべて電子データでの作成とします（手書き不可）。
- イ 審査調書等の作成にあたっては、適宜、エクセル、ワード様式の項目の修正・追加、行の挿入、セル幅の拡張等を行っていただいて構いません。

(2) 書類提出について

- ア 提出書類は原則A4サイズとします。A3の場合は見やすいように折りたたんでください。
- イ 提出書類は最終的に12部（事務局分、選定委員分、国庫協議提出分）提出していただきますが、最初は1部提出していただきます。確認、修正差し替え完了後に残りの分を提出していただきます。
- ウ 提出書類の製本について
 - (ア) 各提出書類を、協議書一覧及び審査調書一覧の順に整理し、ページ番号をつけること。
 - (イ) 書類ごとにインデックス付きの仕切り（白紙）を入れること。
 - (ウ) 各提出書類を、ファイルやバインダーに綴り、表紙と背表紙に「令和3年度吹田市障害者（又は「障害児」）福祉施設整備補助事業協議書」及び事業者名（法人名）を記載すること。



9 選定方法

(1) 選定機関の設置

本市の附属機関であり、有識者等で構成する選定委員会において整備事業の審査を行います。

(2) 審査の進め方

別紙「令和3年度吹田市障害者福祉施設等整備補助審査基準」に基づき、本市計画との関連性、法人の適格性、事業計画、法人の財務状況等の観点から、書類審査とプレゼンテーション審査を行います。（パワーポイント使用不可。応募資格及び応募条件を満たしていない場合は、審査の対象とはなりません。）

なお、申請者が1者の場合においても、審査を行います。

(3) 選定方法

各委員の審査得点の平均点が満点の60%以上である応募者を選定します。

また、選定の際には、各委員が得点率（合計点数を満点で除して算出した数値）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い順に優先順位を付します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議により決定します。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の結果については、全ての応募者に対して書面で通知します。

(5) 補助金について

上記手順で選定した結果を踏まえ、市の予算の範囲内において、国庫補助協議対象として国へ申請を行います。

なお、国庫補助協議において国庫補助の対象とならなかった場合、補助金は交付されません。
また、対象となった場合であっても、補助金額の上限額から減額となる可能性があります。

10 その他留意事項

(1) 本募集要項のほか、国の補助要綱を熟読してください。

(2) 本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募法人の負担となります。

(3) 変更が認められない場合において生じた法人の損害等については、本市は一切補償しません。

(4) 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届が必要です。（様式は任意）

(5) 選定結果が通知された後に辞退することは、市の行政計画全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

(6) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。

(7) 国の令和3年度補正予算による社会福祉施設等施設整備費の募集がある場合は、本募集要項による手続を経て選定された事業者のうち、希望する事業者について国庫協議を行います。

（この場合、スケジュールが前倒しになります。）

募集があれば、対象者に別途お知らせします。

11 問い合わせ先（相談先・提出先）

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所

- ・福祉部 障がい福祉室 計画グループ（低層棟1階 115番窓口）

電話：06-6384-1348（直通）

F A X：06-6385-1031

- ・児童部 子育て政策室 計画担当（低層棟2階 211番窓口）

電話：06-6170-7224（直通）

F A X：06-6368-7349

様式5 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との関連性等

資料4-1

| | | |
|--|-----------|-----------|
| (1) 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画との関連性 | | |
| ア 定員増の有無 | イ 本整備前の定員 | ウ 本整備後の定員 |
| 有 ・ 無 | 人 | 人 |
| ※ 定員で示すことができない場合は、どのようにサービスの拡充を図るかについて、以下に記入してください。 | | |
| | | |
| エ 重度障がい者（区分4以上）及び医療的ケアを要する障がい者の受入れの有無 | | |
| 有 ・ 無 | / | |
| ※ エで有に○をつけた場合は、どのような体制及び方法で受入れを行うのかについて、以下に記入してください。 | | |
| | | |
| オ 共同生活援助（グループホーム）の整備 | / | |
| 有（該当） ・ 無（非該当） | | |
| | | |
| (2) 国庫補助の「優先的な整備対象」との関連性 | | |
| 別表【I】に掲げる整備の該当の有無 | / | |
| 有（該当） ・ 無（非該当） | | |

別表【I】

| | |
|---|--|
| ア | 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの |
| イ | 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの |
| ウ | 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備を行うもの |
| エ | 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕等事業及び移転改築整備を図るもの |
| オ | 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下、「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの |
| カ | 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの |
| キ | ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの |
| ク | 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの (停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を含む) |
| ケ | 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直され、その対応のための整備を図るもの |
| コ | アスベストの除去等の整備を図るもの |
| サ | 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの |
| シ | 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組につて(留意事項)」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号厚生労働省医政局総務課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、保険局医療課長連名通知)を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの |
| ス | 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの |
| セ | 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省公示第116号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの |
| ソ | 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの |
| タ | 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの |
| チ | 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの |
| ツ | 障害児入所施設に対する入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるよう、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの |

様式10-1 加算要件

資料4-2

1 就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算
【当該加算を算定する場合のみ記入】

| | | | | | |
|---|------|--------|---------|-------------|------------|
| (1) 整備に関する内容 | | | | | |
| 整備内容の内訳 | | 見積額 | 合見積額 | 設備等を必要とする理由 | |
| | | 千円 | 千円 | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |
| 生産事業の内容 | 生産科目 | 作業従事者数 | 作業従事職員数 | 受注先(名称) | 年間受注額(見込み) |
| | | 人 | 人 | | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 合計 | | | | 円 |
| (2) 障がい者の職業能力の開発や就労支援の強化にどのようにつながるか。【日中活動事業を行う事業所のみ記入】 | | | | | |
| | | | | | |
| (3) 障がい者の生活能力の維持・向上や介護職員の就労環境の改善にどのようにつながるか。【障害者施設のみ記入】 | | | | | |
| | | | | | |

※ 公的機関の見積書及び受注業者の見積書（公的機関で見積もりができない場合は2社以上）を添付すること。
※ 協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

2 避難スペース整備加算【当該加算を算定する場合のみ記入】

| | |
|---|--|
| (1) 市の福祉避難所として、指定を受ける予定はあるか。また、災害時にどのような役割を果たしていくか。 | |
| | |
| (2) 当該スペースを活用して、障がい者等30人程度の長期的な避難生活をどのように支えていくか。 | |
| | |